ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川、滝山川、中祖川及び小瀬川水系小瀬川【直轄管理区間】の基本的考え方（Ver.1．0）

策定　令和7年1月30日

本基本的考え方は、ドローン物流（ドローンを活用した荷物等配送）における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（国土交通省）」（以下、「ガイドライン」という。）を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

（基本的事項）

1．関係法令等の遵守

ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html）や「ドローン情報基盤システム 2.0（DIPS2.0）」（https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/）も参考に、最新の情報を確認すること。

なお、太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川及び小瀬川水系小瀬川【直轄管理区間】においては、以下の区域において航空法によりドローン飛行を制限している。

・広島ヘリポート周辺の空域（航空法第 132 条の 85 第 1 項第 1 号）

・人口集中地区の上空（航空法第 132 条の 85 第 1 項第 2 号）

【別紙「ドローン飛行制限区域図」太田川水系小瀬川水系【直轄管理区間】参照】

・平和記念公園（親水テラス含む）では広島市の条例によりドローンの飛行は禁止されているため、制限エリア等の詳細については、広島市に確認すること 。

（河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応）

2．河川法上の許可等について

河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ河川区域内の土地及び河川上空（河川区域内の上空）においてドローンを飛行させることが出来る。

なお、太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川、滝山川、中祖川及び小瀬川水系小瀬川の河川敷でドローン（マルチコプター）の飛行を行う際は事故発生時の確認や河川内の工作物施設関係者との協議、調整状況について河川管理者として確認が必要となる場合があることから飛行状況を把握するため太田川河川事務所のホームページ
(www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/user/senyou/drone/butsuryu/drone-butsuryu.htm)に記載されている「河川使用届出書（一時使用）及び「ドローン（マルチコプター）の飛行による河川利用についての確認書」により手続きを行うこと。

連絡先：太田川河川事務所占用調整課 【直通電話】(082)222-9247
閉庁時間帯については事務所代表電話 (082)221-2436

また、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地（民有地等）もあることから、土地所有者を確認すること。
（「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。）

太田川河川事務所が管理する河川区域内の土地については、出張所に必要な手続きなどを確認すること。出張所の分担区域及び出張所連絡先は別添のとおり。

河川域内の土地の使用及び河川上空の活用にあたっては、河川管理上の支障が生じないようにするとともに、他の河川利用者や近隣住民の迷惑とならないよう努めること。他の河川利用者や近隣住民との間で問題が生じた場合は、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理すること。

3. 事故防止

河川上空をドローン物流で活用する場合、河川利用者や河川に設置している施設（施設利用者を含む）への影響を考慮し、ルート選定を含め、事故の防止、影響の最小化に細心の注意を払うこと。

4. 事故対応

事故が発生した場合には、事故の概要を速やかに所管の河川事務所事務所・出張所及び関係機関に連絡するとともに、ドローン物流の運航事業者等の責任において処理し、河川事務所・出張所から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

なお、河川への落下等の事故により河川管理施設及び水質等への影響が懸念される場合には、運航事業者等は河川事務所等と協議のうえ、速やかにドローン及び荷物等を回収しなければならない。また、河川管理施設及び水質等への影響がないと認められる場合においても、可能な限り落下等したドローン及び荷物等を回収するよう努めなければならない。

太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川、滝山川、中祖川及び小瀬川水系小瀬川を所管する太田川河川事務所等の連絡先は以下の通り。

連絡先：出張所については別添の出張所連絡先一覧のとおり

小瀬川出張所の閉庁時間帯については電話 (082)221-2436

5. その他管理者等への手続き

橋梁や送電線などの河川横断工作物等の許可工作物は、その施設ごとに法令手続きや関係者調整が必要な場合もあり、ドローン物流の運航事業者等において必要な手続き等を実施する必要がある。その場合、河川事務所等に関係者の有無、占用許可受者等の情報提供を求めることができる。

太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川、滝山川、中祖川及び小瀬川水系小瀬川上空の飛行にあたっては、橋梁や送電線等の河川横断工作物の通過に伴う法令手続きや関係者との調整が必要となる場合があることから事務所のホームページ(www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/user/senyou/drone/butsuryu/drone-butsuryu.htm)に記載されている「横断工作物位置図及び一覧表」を確認すること。

6. 河川利用等の状況把握

河川区域内において、防災訓練や花火大会その他の多数の者の集合する催しが行われている場合や工事を実施している場合にはその周辺の飛行が制限されること、また、ドローン飛行操作練習場指定箇所として利用されている場合にはドローン飛行操作練習者との調整が必要となることから、ドローン物流の運航事業者等は河川の利用状況を把握すること。河川区域内の催しや工事等については、事務所等から提供している情報を確認するとともに、必要に応じて河川事務所等に情報提供を求めることができる。

太田川水系太田川、旧太田川、天満川、元安川、古川、三篠川、根谷川、滝山川、中祖川及び小瀬川水系小瀬川【直轄管理区間】の河川区域内で開催されるイベント等情報については、以下の連絡先に確認し、情報把握を行うこと。

連絡先：太田川河川事務所占用調整課 【直通電話】(082)222-9247

閉庁時間帯については事務所代表電話 (082)221-2436

（飛行高さ及び運航調整）

7. 通常時の飛行

航空法の規定を踏まえ、河川区域内にある河川横断工作物等の物件の設置状況を確認し、地上又は水上の人又は物件との間に30m以上の距離をとることを原則とし、当該距離を確保可能な高度で飛行すること。また、事務所等がドローンを活用した河川巡視や施設点検等を行う場合や複数のドローン物流の運航事業者等が参入する場合などには、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じることがあり、事務所等が場を設けて関係者で調整する場合等が想定されることから、その際には協議に参加すること。

8. 緊急時の飛行

洪水発生時や大規模地震発生時などの緊急時に、事務所等による被災状況調査や緊急物資の輸送を行う際、飛行ルートの重複又は近接により調整の必要が生じた場合は、事務所等からの調整に応じること。

（その他）

9. 各河川における情報提供など

太田川河川事務所ホームページ　https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/

※「運航事業者等」とは、ドローン物流の事業計画者及び運航事業者、サービス提供者を指す。

- 「事業計画者」とは、物流事業者や地方公共団体など、物流網の維持や買物支援などの観点から、ドローン物流事業を計画する者をいう。
- 「運航事業者」とは、事業計画者からの委託を受け、ドローン物流サービスの提供のため、ドローンを飛行させる者をいう。
- 「サービス提供者」とは、運航事業者・物流事業者・携帯電話事業者・気象観測サービス提供者など運航に関する業務を行う者、商店・病院・薬局など配送される荷物等を提供する者及び配送先における配達人等をいう。

別紙 「ドローン飛行制限区域図」 太田川水系 【直轄管理区間】

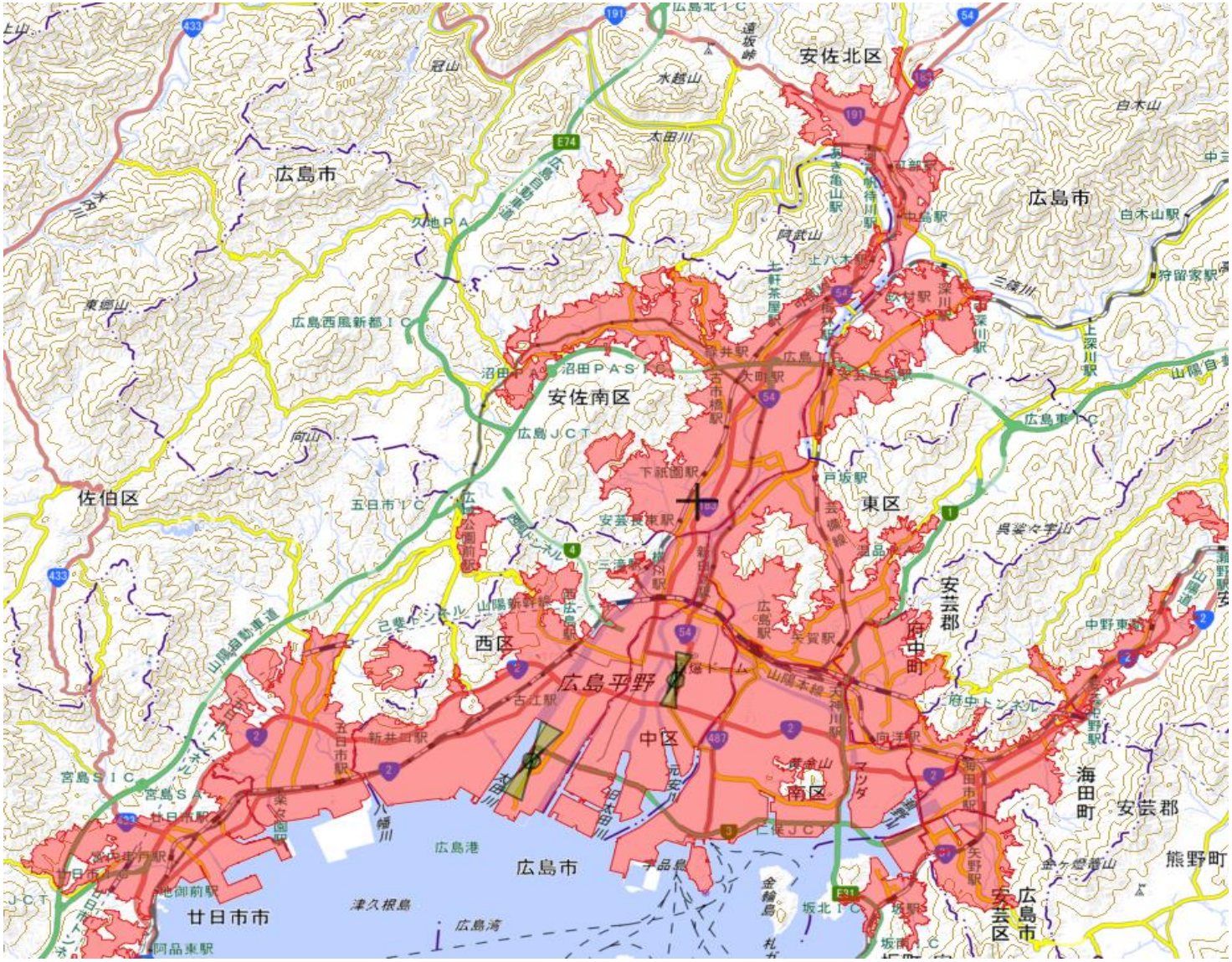

ドローン飛行制限区域
（広島ヘリポート、
NHK広島ヘリポート）

ドローン飛行制限区域
（人口集中地区）

「出典：電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

別紙 「ドローン飛行制限区域図」 小瀬川水系 【直轄管理区間】

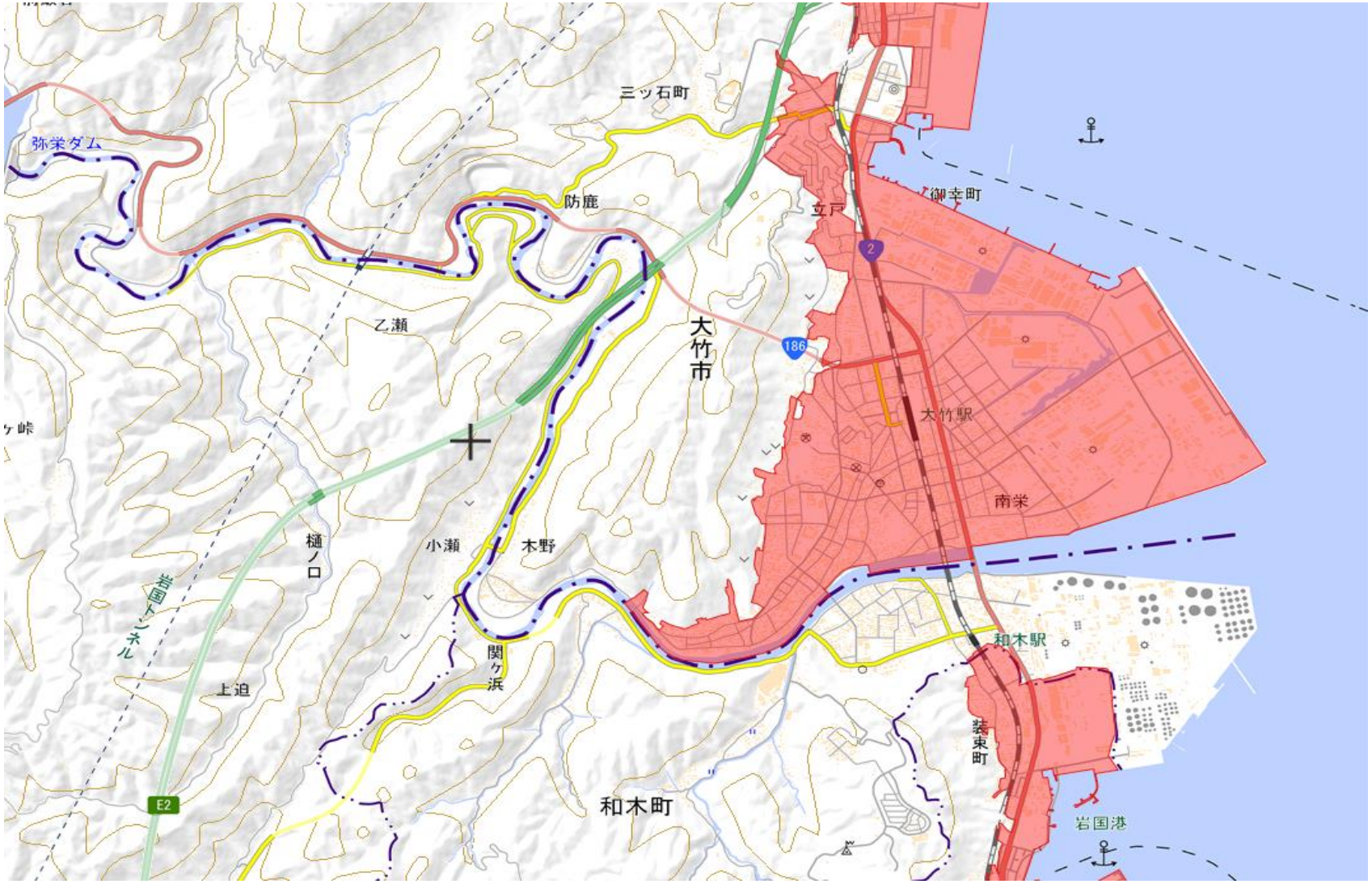

ドローン飛行制限区域
（人口集中地区）

「出典：電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成」

別添

出張所連絡先一覧

出　張　所	分　　担　　区　　域
大芝出張所 電話:(082)237-3404	太田川左岸新庄橋～高瀬堰 太田川右岸新庄橋～高瀬堰 旧太田川左岸大芝水門～北大橋 旧太田川右岸大芝水門～北大橋 古川左岸 古川右岸　} 太田川の分派点～太田川の合流点
	太田川左岸 太田川右岸　} 新庄橋～河口 旧太田川左岸 旧太田川右岸　} 北大橋～河口 天満川左岸 天満川右岸　} 旧太田川の分派点～河口 元安川左岸 元安川右岸　} 旧太田川の分派点～旧太田川の合流点
可部出張所 電話:(082)812-2216	太田川左岸高瀬堰～38k/600(追崎橋) 太田川右岸高瀬堰～41k/100 三篠川左岸(太田川合流点)～広島市安佐北区狩留家町字黒王1028番地先 三篠川右岸(太田川合流点)～広島市安佐北区狩留家町字六宗1018番地先 根谷川左岸(太田川合流点)～広島市安佐北区三入南1丁目426番の2地先 根谷川右岸(太田川合流点)～広島市安佐北区可部8丁目1番の2270地先
加計出張所 電話:(0826)22-1521	太田川左岸　38k/600～山県郡安芸太田町字野為1138番の2地先 太田川右岸　41k/100～山県郡安芸太田町字乙井出889番の2地先 滝山川左岸(太田川合流点)～山県郡安芸太田町加計字滝山1956番地先 滝山川右岸(太田川合流点)～山県郡安芸太田町加計字大平1942番の3地先
小瀬川出張所 電話:(0827)52-2245	小瀬川左岸　広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1地先～河口 小瀬川右岸　山口県岩国市大字小瀬字深瀬3354番地先～河口

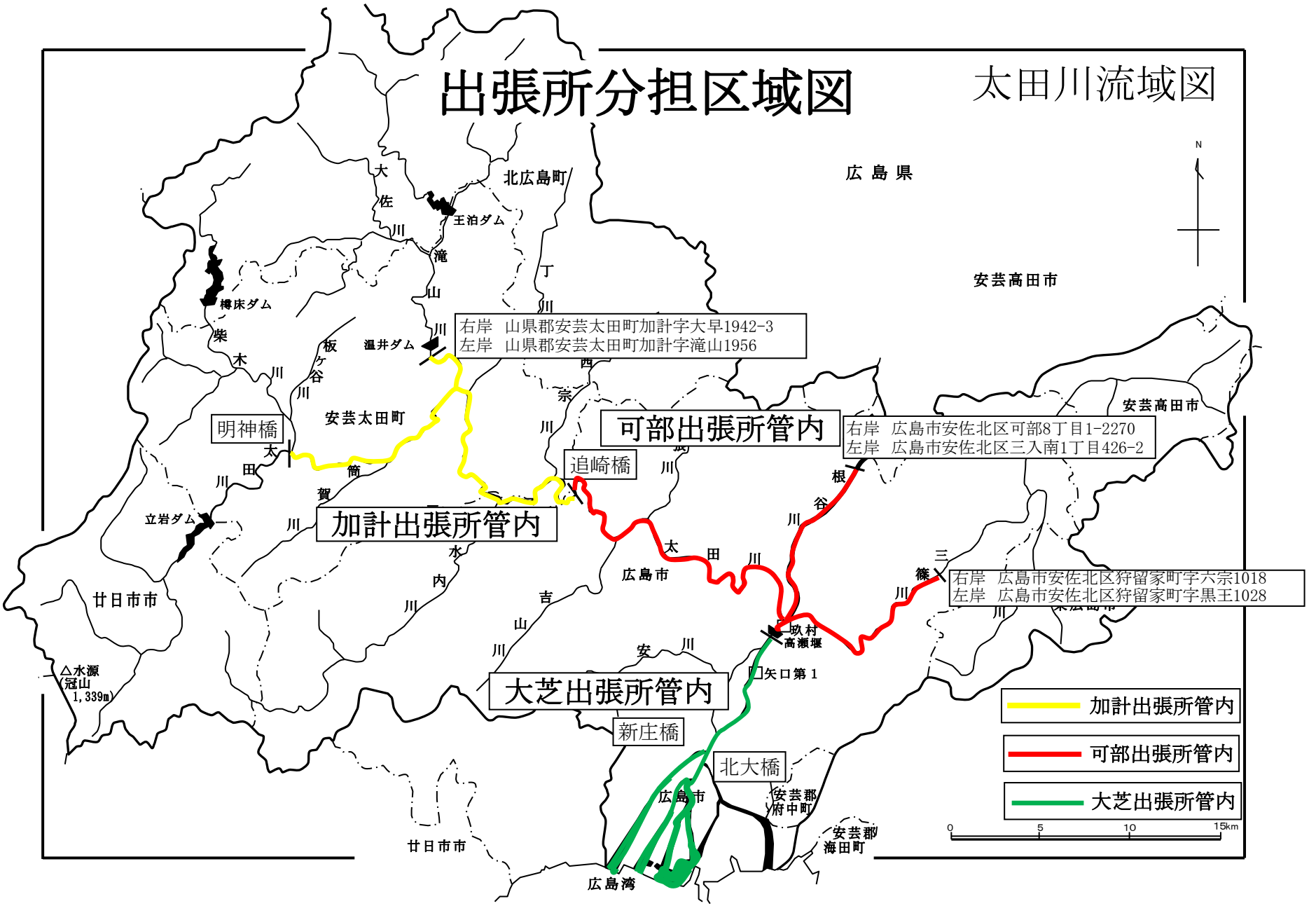
出張所分担区域図
太田川流域図
広 島 県
N
北広島町
王泊ダム
樽床ダム
温井ダム
安芸太田町
安芸高田市
右岸　山県郡安芸太田町加計字大早1942-3
左岸　山県郡安芸太田町加計字滝山1956
明神橋
加計出張所管内
可部出張所管内
追崎橋
右岸　広島市安佐北区可部8丁目1-2270
左岸　広島市安佐北区三入南1丁目426-2
立岩ダム
広島市
右岸　広島市安佐北区狩留家町字六宗1018
左岸　広島市安佐北区狩留家町字黒王1028
坂村
高瀬堰
矢口第１
大芝出張所管内
新庄橋
北大橋
廿日市市
水源
(冠山
1,339m)
安芸郡
府中町
安芸郡
海田町
広島湾
加計出張所管内
可部出張所管内
大芝出張所管内
0
5
10
15km